

兵庫県科学賞規則

昭和38年8月16日
兵庫県規則第85号

(目的)

第1条 この規則は、科学技術の研究者を表彰することにより、科学技術の向上を図ることを目的とする。

(表彰の範囲)

第2条 知事は、科学技術の研究に熱心な者で、その研究の成果が科学技術の向上に著しく寄与すると認められるものを表彰することがある。

(表彰の方法)

第3条 前条の規定による表彰（以下「表彰」という。）は、兵庫県科学賞及び賞金又は賞品を授与して行なう。

(表彰の期日)

第4条 表彰は、毎年11月3日に行う。ただし、特別の理由により他の期日に表彰することが適當と認められる場合は、当該他の期日に行う。

(公表)

第5条 表彰を受けた者の住所及び氏名その功績その他必要な事項は、県公報に登載する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

附 費

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 科学技術研究者表彰規則（昭和32年兵庫県規則第69号）は、廃止する。

附 費 (昭和45年3月20日規則第13号)

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 費 (令和6年11月1日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。